め

は

蔵する膨大な検地路帳を対象として幾多の成果を生み出して来た。 析はもっとも基本的な作業とせねばならない。 果如何によっては覆える余地を残しているのであって、検地帳の分 しかしながら、検地の性格に関する研究は必らずしも十分とは云え(**) ないし、従って今迄の研究成果にしても、こんごの検地帳の分析結 近世初期肥後細川領における農村構造の研究は、県立図铅館に所

でなく、藩的支配と農民との対応の所産でもあり、かゝる意味にお いても検地の性格を明らかにする必要がある。 在する検地帳は、それ故に単に典民の土地所有の実態を示すばかり 近世における石髙制を考えるに当って、蕃的支配と村との間に介

およそ次の如きものである。 1.佐々成政の検地 天正一五年領内に検地指出を命ず。

今こゝで検地のそれぞれを概観する紙数がないが、肥後の検地は

2. 太閤検地(4) 天正一六年一月秀吉は肥後の検地を命じ、三月か

松

本 寿

郎

加藤氏による検地(5)ら四月にかけて検地が行なわれる。

3 イ、天正一七年の検地 **奉行として行う。打出開分を付記。蔑納と給知を別冊とす。** 天正一七年二月から満正の家臣を検地

慶長初年の検地 開を加える。 天正検地の手直しとみられ、天正以後の

ハ、慶長九年の検地 幕府に御前帳を提出した際の検地帳で、

天正検地を反映しているとされ、実際にこの時検地したも のでないという。郷帳髙となる。

慶長中期の検地 慶長八年・一三年を中心に行なわれ、天 正以後の開発・郷村再編成の実態を把握。現髙となる。

表参照) 寛永期の地撫(6) 地帳は現存せずいかなる性格のものか明確でない。(第一 慶長中期の検地の手直しと思われるが、検

ホ

細川氏による検地

イ、寛永期の地撫 寛永一〇年から二一年にかけて実施。(第

一表参照)

- されて実施され、明和六年に終了。那方横目に任ぜられ地引合を担当、五月地引合仕法帳が出口、宝曆・明和期の地引合・下名器「宝曆七年三月田添源次郎」
- 宝暦也引命を裝定こ也推写也引令がよされた。 洋田下月。八、天保期の地推再地引合「文政八年から安政四年頃にかけて(9)
- (1) 安藤精一「近世初期肥後国農村の社会構成」(経済理論九)あるが、本稿では寛永期細川氏による「地撫」について検討する。これら賭検地のそれぞれについて基礎的な研究が要請されるので宝暦地引合を基礎に地推再地引合がなされた。詳細不明。
- (商法経論数10の1)同「肥後国検地諸帳の分析」(商法経田町史』)、小野重雄「慶長拾三年肥後国観羽田村検地帳」地論第11部』所収)、花岡興輝「近世村落の展開」(『協集』)、宮川満「後進地域における封建制の展開」(『太閣検集』)、宮川満「後進地域における封建制の展開」(『太閣検集』)、宮川満「後進地域における野民間の分化」(『九州経済史研究第一同「近世九州に於ける最民閣の分化」(『九州経済史研究第一
- 帳」(熊本史学29号) 尾剛「肥後国検 地諸 帳目録解 説」、花岡興 輝「肥後の検地(2) 森田誠一「肥後国検地諸帳について」(熊本史学2号)、松

I (年報熊本近世史昭和50年)

論徴1002)、熊本近世史の会『肥後国検地帳の基礎的研究

- 二】)ほか 二十二日豊臣 秀吉 朱印 状(『相 良 家文橃之)
- (4) 「相良統俊肥後国検地覚む」(「大分県史料(8)」所収成恒文
- (5) 花岡興輝「前掲論文」、「肥後国検地諸帳目録」(熊本史学

鑫

- (7) 「全右魯」、花岡興輝「地撫と領内巡視」(『城南町史』近(6) 熊本県収税属細川興勝編『肥後豊後検地諸帳目録上』
- 「おートにはまし、「記念を持ちずれこと」「配後国検地目録」、「肥後先哲偉蹟正統」田添源次郎の項

(8)

- 、『『こう、とこうで言え、「見るこう」であっている。「地引合仕法督」(肥後審拠村史料一)
- (9) 藤岡文哲(県立図哲館蔵)斉蔵家文書(菊池郡合志町)

12年(蔵納地)と14~16年(給知)に肥後全域を覆っていることで地無はごく限られた地域にのみ実施されたが、細川氏の地無は寛永にも作成されていた。しかも他に「検地帳」・「見図帳」・「鬼図帳」・「鬼図帳」・「鬼図帳」・「鬼図帳」・「鬼図帳」・「鬼図帳」・「鬼図帳」・「屋敷諸帳」「検地帳」・「見図帳」・「鬼図帳」・「屋敷諸帳」「検地帳」・「見図帳」・「鬼図帳」と呼ばれる検地帳があるところをみると、加藤氏の地無も細川氏における地無と同様に、村落内部における百姓による不均衡の是正を目的としたものであったと思われる。或いは逆に細川氏による地無は先代加たものであったと思われる。或いは逆に細川氏による地無は先代加たものであったと思われる。或いは逆に細川氏による地無は先代加たものであったと思われる。或いは逆に細川氏による地無は先代加たものであったと思われる。或いは逆に細川氏による地無は先代加たものであったと思われる。或いは逆に細川氏による地無は先代加たものであったと思われる。すなわち加藤氏治下にあって随数帳」・「地無帳」・「屋敷諸帳」・「地無帳」・「屋敷諸帳」「によれば、寛永期の検地明治初年の「肥後豊後検地諸帳目録上〔1〕

第一表 寛永年間における地無帳 (明治初年)

年度	寛永3	寛永5	寛永6	寛永7	宽永10	翼.永11	寛永12	宽永13	寛永14	寛永15	寬永16	寛永17	宽永18	宽永20	宽永21	年未詳	
飽 田							5 5		6 2							1	1 1 8
託 床							3 1		5								3_6
<u></u>	.			2			4 1		1				2	1	1	1	4 9
玉名	<u> </u>				2		8.8		4	!	(1)144	3]	2	2 4 5
山鹿	<u> </u>	ļ			3	1	23		_1_6	3				1			4 7
山 本	<u> </u>				ļ		19		2 0	_3_0						1	7 0
菊 池		ļ <u>.</u>		<u> </u>	1		5 5	3	4_5				1	1			1 0 5
合 志	<u> </u>				ļ		28	ļ	1								2_9
阿藤	13				(2) 2		93	3	4 5	1	1	2		2	1	2	1.6.5
上益城		<u> !</u> .	3		2		3 3		120							1	160
<u>下益城</u>	<u> </u>	<u> </u>					3 9	1	1.4			1	 .		1	2	5_8
八代	ļ				1	 	1 7		2 6	4 2						<u>·</u>	8 6
芦北	·						1 9										19
大 分	·		<u> </u>				5 5					2		<u>·</u>			5_7
海辺	. 						2 5				ļ				<u></u>		2 5
郡不詳	ļ	<u> </u>					2									1	3
																	
計	13	1	3	2	11	1.	623	7	3 5 9	7.7	1 4 5	8	3	- 5	4	11	1272

※ (1)目録には「山鹿郡西安寺村」とある1冊は玉名郡に入れた。

(2)寛永10年田畑撫竿帳益城郡2冊(上島組、村名不詳)を含む。

「肥後 ウンドン | 一般 ウンドン | 一般 ・ できる。

郡中へ可申邀事

態把握に乗り出した、

一、時分ハ百性之ひま次第ニ尤ニ候、気むまへニ哲付可上候、其上むら有之よし申されて候て候事一、さほのむら、一村切ニひろきをせはキ所へなし、ろくニ可仕候一、郡中の村中、田はた上中下九段ニ仕候て啓上可申候

以上

で、後述の電永一二年以降の地撫と異なる系統のものであるといえ率存候事」と限定しており、細川領全域に行なっていないという点とあるところから、地撫と解せられるし、また同年の地撫帳も現存とあるところから、地撫と解せられるし、また同年の地撫帳も現存とあるところから、地撫と解せられるし、また同年の地撫帳も現存とあるところから、地撫と解せられるし、また同年の地撫帳も現存とあるところから、地撫と解せられるし、また同年の地撫帳も現存とあるという。

他のとみられる。 現存する窗永一〇年の地撫帳によれば、山鹿郡寺嶋村の場合に応じたいが成まて掛付、判を仕、渡盈帳へと可申遺候」の指令に応じたいが成立の世内、共高を記載するという名寄帳形式であり、位付は上中下の三等級、石盛を記載するという名寄帳形式であり、位付は上中下の三等級、石盛ら前代のまュである。これは、同年一月の「村と一帳ニ高何程と樹山供分卸改離成候、其村之内作人めんめんニむ付、扠高をくュり候も前代のまって掛付、判を仕、渡盈帳へと可申遺候」の指令に応じたい物方と思われる二二八石余について彦右衛門以下七人の名前人ごと納分と思われる二二八石余について彦右衛門以下七人の名前人ごという。 現存する窗永一〇年の地撫帳によれば、山鹿郡寺嶋村の場合、藤田とみられる。

元中壱反壱畝九歩の奥街を有するものである。記娘の様式はの奥街を有するものである。記娘の様式はの奥街を有するものである。記娘の様式は「は寛永一〇年三月ものとろりれる

中日 発言間 老反老畝九歩 吉右衛門

中田 七間 七間

城するほか、寺嶋村と異なって田畠ともに上ぇ・上・中・下・下ぇる。この村は田畠・屋敷を組と思われる三つのグループに分けて心ては名寄形式をとり、畠地については下ケ名による記城になっていなどの如く、下ケ名・元畝と現畝反別を記したもので、水田についな田 七聞 啓畝拾弐歩 同人

で、髙には「先代御免蹐髙」を記すなど、寺嶋村と同じ記載方法をとく名寄形式を取るが、寺嶋村と同じく上・中・下の三段の位取りまた寛永一〇年四月の「山鹿郡古閑村田皛名寄帳写」は表題のごの五段に分けている。

取っている。

でないことは明らかである。 が、少なくとも表現法・内容に相違があり、統一的になされたもの 僅か三例 しか 残っていないので、これ だけでは 何とも云えない

のうち山鹿郡寺嶋村の場合は、加藤氏の地撫を踏御するものである 石盛が採用されでいるであろうことを考えると、寛永一〇年の地撫 その実態を明らかにし得ないが、第一表によれば加藤氏の地撫は部 分的に行なわれたものの如くであり、また当然加藤氏による位取・ 現段階では加藤氏による地撫に関する史料は全く得られないので

同じ基準で行なわれており、その先駆的形態とも云えよう。 他方玉名郡大屋村の地撫は後述の寛永十二年以後の細川氏地撫と

- 無川與艘攝(旗本県立図む館蔵) 安藤精一「近世初期肥後の地撫」(熊本史学4号)
- あり、多く残っている年に検地が行なわれ、他は補充・手直 合も慶長九(一六〇六冊)・一二年(六三七冊)・一三年 明治初年の検地賭帳の残存実緻から排定するが、慶長期の場 し程度であったと思われる。 (三三四冊)が記録され、それ以外の年は一〇〇冊以下で
- 御郡方文郡(永霄文庫)
- (15) 細川忠利沓状(『細川家史料』5)
- (17) 御郡方文郡(永胥文庫) 細川忠状む状(魚住伝右衛門宛、部分御旧記―国郡人民之部 永宵文庫)

- 花岡興輝「地撫と領内巡視」(城南町史)
- (20) 御郡方文部 (永青文庫)

「寺嶋村田畑地撫御帳」(熊本県立図街館蔵二五九〇番)

御郡方文盛 (永胥文庫)

筑本県立図街館蔵(IIIO二五番)

全右 (二六四七番)

これは地撫の位付の雛形を示した上で **寛永一一年一二月の「急度申触候御蔵納村~本高新地共」である。** されず過渡的形態を取っていたが、こうした要素が払拭されるのは 以上のように寛永一〇年の地撫はその指示にも明確な方針が打出

を入られて、地主五斗三升之 小高 作り候 ものもを人も協 落一、村切ニ帳面調当卅八九日ニ可被上候、大事之儀ニ候間能と念 之手前を相 極メ、一村 切其 内ニて小村切ニ御 調可被下候、 地悪竅田地又ハ竿のよしあし迄吟味仕、上中下段を啓入しく 申間敷候、先代御検地之上中下ハ入不申候、年~作来り能田 (傍点纸者)

苺」をあげている。こゝにおいて始めて地撫の方法が具体的に指示 入れる必要がある所として「一、先帳よも過分ニ畝広や田地へ改出 シ可申邨、一、先帳を過分ニせばキ田地有躰ニ竿を入街のせ可申候 と・上・中・下・下との五段の段取を指示している。そして、学を とあり、先代加藤氏の位付を否定し、新たに現実の地味に即した上

されたのである。

、地撫仕廻候ハ、土免之儀可申由、得其意候」とある。地撫は土免 極との関係において進められていたことがわかる。 え、忠利の街状に「一、国中用水・地ならし・根付之儀申付候ハ、(3) うに命じた。

にのことはさっそく

江戸の

忠利の

許に報ぜられたと

見 手次第二無油断地撫シ可被申付」とし、七月までの内に終了するよ 延候得と先日申渡候得共、用水 御 普萷 荒おこし差 合不申候様ニ候 は、可成ほと一村切ニも仕候得と今十九日被仰渡候間、各手永内勝 ついで翌一二年一月一九日には「地撫之儀、先日御触ニ付可被相

奥部の文言と類似しているが、地撫の実際にふれるので全文をあげ している。その内容は安藤氏の紹介になる實永一二年以後の地撫帳 以上のような指示に対して、大庄屋は郡代に次のような精密を出

被仰付地撫膌之本

手永切ニ御百姓前を斟物取置申候事 其村中之家数迄もりまし可被成旨奉得其意候、御試之上出分御 **壱反ニ付三百歩宛庄屋・百廸立会無相遠様念を入縄をしらへ究** 座儀共申分有御座間敷候、手永中壱歩作之百姓迄ニ茂堅申付、 紛たる餟仕置候は、重而従御公義組を御しらべ被成、出分ほと 可申旨奉得其意、私供手永中小庄屋・御百姓中堅申付候事右前

一、上~・上・中・下・下~之五段ニ地之位可相定旨奉得其意候、 候ハ、地をかへ可申付事 地主能地をも悪 敷様申候者 惣吟味仕、其 上依怙を 申百姓御座

> 一、御帳面の仕立様、位・畝数・作主迄を鸖付、石もり不仕、かた **鸖にあさな本帳之上中下・畝数・分米を掛付御帳差上可申旨、**

一、坪~ニ五段之位付・何間ニ何間・何畝何歩・作主何ものと銘~ 名付仕、小村切ニ一紙を究、先髙何拾何丁・分米何百何拾石と

一、縄をはりつめ何尺何寸と御座倏処ハ寸を捨、寸分少木足御座倏 **樹立、当竿之畝反ニ者分米街付申間敷候通り、奉得其意候事**

旨、率得其意候事 所ハ尺を上何歩を笄、歩之半をすて半歩ニ申所ハ壱歩ニ可仕

右従御公儀御触渡之通別被仰触承届候得共、為念重~被仰聞候ニ

付御諮仕上候、私共手永下~壱歩作り小百姓迄堅申付む付取置候而 が.後日相違之儀御座侯とも申分御座有間敷侯所如件

寛永十二年三月十日

宇野 七右衛門殿

大竹与三左衛門殿

はせず、位・畝数・作主および本帳の上・中・下、畝数、分米を記 付は惣吟味で決定し、異識があれば換地をすること。(3)新しい石盛 あり、百姓より申分をしないこと。②上~・上・中・下・下~の位 れる所であるが、いわゆる公儀繝でなく村人立会で実施されたので この諸母によって明らかにされる所は、⑴すでに安藤氏の指摘さ

渡の通りに行なうということである。この点、安藤氏は地撫帳の文 言を検討され、 農民自らの手によって行なったことに特色を見出さ 指示されているのであり、重要なことは、これらは御公僚よの御触 す。地橅の結果位・畝数は変るが、分米はそのまゝであること。が

大庄屋九人

価することはできないのではないか。むしろ逆に咫民の要求に応ずではないか。従ってこれを農民の要求に基づく農民的検地として評後日相違之廃御座侯とも申分御座有間敷候」というところにあるの功点は「私共手永下を培歩作り小百姓迄堅申付、啓物取置侯而、於明らかなようにこれら文官は審から蝕渡されたものであり。むしろ明のがなようにこれら文官は審から蝕渡されたものであり。むしろ地上が立相った村、惣百姓立会った村、委員を入札によって選出し地主が立相った村、惣百姓立会った村、委員を入札によって選出し

れ、段階としで、有力者が撫合った村、庄屋・頭百姓・肝煎の他に

ている。(御郡方文哲) 郡では同年一二月三日の「御む出し」によって地揺を指示しぬ 「寛永11年より同15年4月迄御触状」(祺水文庫刊)、阿蘇

主との対立を村内農民間の対立にすりかえて了ったと云えよう。内を把握したばかりか、農民立会のもとに実施することによって領

る形をとって、元来典民との摩さつを生じやすい検地を完了して領

美主水宛、県史料近世ニーニ〇八・二五二) (2) 寛永一二年二月二九日細川忠利鸖状(河髙多五郎右衛門、乃

24 「寛永11年より同15年4月迄御触状」

付候」とあって、慎重に事を運んでいる。

| 鸖を以被仰渡承届判形仕り差上申候、直ニ数ケ度御口上ニ而被仰

<u>=</u>

月九日の益城郡村と庄屋連印があげられるのではあるまいか。この一一年に求められるが、そうした転換の契機として、寛永一〇年九細川氏の地撫における第一の段階から第二の段階への移行は寛永

第二表 山鹿郡御蔵納村々における先帳前・元畝・拼畝

	先	岋	前	毛		付
村名	畝 数	髙	内 永荒引高無坪	元 畝	残 高	拼飲
湯之町	町 * 歩 125,53.20	1,193,11936		町 + 歩 116,63.15	1,102,94603	町 * 歩 100,98.27
南鸲	117,47.03	1,161,85921		101,27.02	1,044,209	94,17.15
石	68,36.01	704,2849		68,09.04	693,5796	61.78.24
宗 方	7,28.18	88,9610		6,22.18	60.000	5,52.11
坂 田	1,12.25	10,17935		1,03.15	9.520	0,93.27
	9,46.25	89,7812		8,94.09	84,9424	8.01.00
麻生野	3,64.12	36,58134		3,51.17	34,909	3,09.19
小 原	84,97.211/2	768,486		81 .66 . 163/	741,7435	65,45.00
高機	49,47.28	548,9734		47,98.23	532,2477	41,98.03
上御宇田	113,51.17	1,414,6202		109.73.27	1,067,5663	97,39.24
下御宇田	121.09.07	1.070.6275		117,11.09	1,041,8961	108.03.06
上杉	12,30.02	137 - 397		11,28.00	117,1559	10,07.09
下杉	3,65.23	38,413		3,50.29	36,926	3,04.27
上平山	1,06.13	9.9925		1,02.08	9,645	1.00.21
下平山	9,62.28	88,4785		. 9,00.25	84,264	7,99.29
久 原	12,15.24	134,9076		11,40.21	126,19467	10,09.06
上津留	7.47.21	70,773		6,72.02	65,3075	6,21.05
上内田	187-61.28	1,828,83678		173,49.29	1,711,7602	128,40.03
多久	71,88.14	553,85325]	70,36.05	534,40425	55,66.21
矢 谷	17.11.09	131,47608	<u></u>	17,08.13	131,16078	14,50.12
上永野	56,46.14	502,3396		55.14.02	486.6318	49,51.12
下永野	41.06.06	434.8264	1 111 45 #	39,71.18	418,1414	32,28.27
		<u></u>	可 * # 61 35.13			
惣 計	1,122, 32,21	11.018.7676	834,616.8	1,060, 97.08	10.134.15032	915,88.24

「山鹿郡御蔵納地拼一紙帳」

それは分米および村高には全く影響していない。そのことはすでに 正をはかるほかなかった。加藤氏における村髙は石盛×面積のトー するものであったから、田畠の石盛をあげることによって不均衡是 とを物語っている。地撫は村髙の内部における負担の不均衡を解消 村商が確定しており、従って村髙は毛付髙によって左右されないこ ところで、地揺の結果毛付の位付・面徴には変化が現われたが、

産力を表示するものではなくなり、これに代る生産力表示として物 り、生産力を表示する基準としての意味を失った。従って村髙も生 力の表示でもあったが、寛永地撫の結果石盛は村ごとに変化してお タルとして打出されており、石盛は上中下の各位における標準生産

甑の関係を阿蘇郡南郷木原谷村の事例でみる。 成(収称可能額)が登場してくる。寛永期細川領における地撫と免

この村の田畠畝数は「南郷御蔵納木原谷村地撫御帳」によれば次(%)

の如きものである。

田畠畝数合拾壱町弐反四畝九歩 **元畝八町七畝拾八歩** 分米五八石七斗弐升五合三勺八才

元畝弐町八反九畝九歩 田方三町三反を畝弐拾四歩 分米三拾三石八斗二升七合七勺弐才

上田三反六畝弐拾壱歩 元九反啓畝三歩 元三反四畝九歩

> 元壱町弐反弐畝拾五歩 中田九反六畝三歩

元五反四畝拾弐歩 下田壱町三反弐畝弐拾七歩

下~田六反六畝三歩 元弐町八反四畝拾八歩

岛方三町弐反壱畝拾八歩

上~畠三反七畝弐拾四歩 元弐反七畝

上畠弐反四畝弐拾七歩 元弐反吃畝拾五歩

元九反四畝拾五歩

中岛壱町弐反剛畝拾八歩

下畠七反五畝九歩

元六反八畝拾八歩

下~畠七反 元七反四畝

元弐町三反三畝七歩

分米六石弐升壱合五勺

山畠四町七反弐拾七歩

上山島八反四畝拾弐歩 元四反九畝三歩

元七反弐畝六歩

分米拾八石八斗七升六合它勺六才

中山畠壱町三反六畝拾八歩

高弐石九升弐合を勺を才 下山畠弐町四反九畝弐拾七歩 元啓町壱反弐畝

惣髙合六拾石八斗を升七合五勺

帳」は幸なことに木原谷村六拾石八斗壱升七合五勺を含んでおり、 とができる。この村の田方について(畠方以下は省略) 両者によって、地撫の結果が免割に如何に反映しているかをみるこ 分米三拾三石八斗弐升七合七勺弐才 また寛永 期肥後 倒における唯一の免 割 帳である「川ノロ村免割

田方畝数三町三反を畝廿四歩

御物成三石八升弐合八勺 上田三反六畝十壱歩

密反ニ付八斗四升

御物成七石五斗五合四勺 中田九反六畝三分 下田壱町三反弐畝廿七歩 を反ニ付七斗八升を合宛

御物成九石三斗三合 **啓反ニ付七斗宛**

下~田六反六畝三歩

田方御物成合弐拾四石壱升七合六勺七才 御物成四石壱斗弐升六合四勺七才 **壱反二付六斗弐升四合弐勺** 五才宛

されるのみであって、各等級においては敵数・御物成及び反別物成 とあって、これは地撫の結果をうけているが、分米は田方総数で示

> 対して、木原谷村では五ッ六分弐朱として示されるのであり、それ 率が出されたのであって、そのことは免率が毛付髙に対してではな 出されるわけであるが、右のように物成が出された結果副次的に免 にみるように反別物成(米反)は村によって相違しているのである。 は田畠の分布の相違の結果物成額に差が生じたのであって、第三表 く惣髙に対して計算されるにすぎず、川口村の三ツ六分六朱壱厘に が物成を基準としたと同じく、この「免割帳」であるから当然免率が のであって、反別収穫高は意味を失っているのである。撫髙の成立 は問題になっていないのである。免割において物成額こそが問題な (米反)が示されるにすぎず、各級における分米(石盛に関連する) これらのことか

	川口村	沢津平村	木原谷村	7
上々畠	્ય 3 ⋅ . 5 5	3 3 0	3.19	
上 //	3.14	2.93	2.77	5
中 //	2.76	2.58	2.37	平
F "	2.37	2.20	1.96	X
下水川	2.00	1.82	1.55	しい
上山//	1.50	1.46	1.20	K
中山〃	1.10	1.09	0.7325	17
下山//	0.6324	0.7153	0.4603	八九
けはな	もけに	内物の的に成るに	当無らなけ類に	7
収か	でた乙	おいて納をないない。	生産が作った	7.
る収奪可能な物ないか。村にお	であったの ために行っ なく位置	相付なる	当な生産額を客観無は必らずしも正ら類推すると、地	てき
なに物	のでだった	好をくた めけん	客も、と 観正地か	7

作業であったといえよう。 成額が基準としてこれを村内の田畠の実態に応じて割付けるための

形をとりながら、実は領内全域の把握に成功しているのであって、

29 「寛永御郡方文哲」(『肥後郡の政治』所収)

29 「御郡方文哲」(永宵文庫)

(3) 熊本県立図街館蔵(一五四〇番) | 銀川三斉街状(細川忠利宛、細川家史料 5―78・81)

60 全右蔵「山鹿郡御蔵納地拼一紙帳」(二五一一番)

23 熊本県立図街館蔵(三九一五番)

3 川口文街(『熊本県史料中世篤3』所収)

3、森山恒雄「地方知行の一考察(『肥後細川帯の檘造』所収)

ひすび

の場合地撫が百姓の申出により村落内部の不均衡を是正するというすることによって、より詳密に地方を把握することに成功した。 こ膝氏 時代の上中下 三段の地 位を上~上中下下~の五段に編 成替え而して細川氏は百姓立会による地撫を実施することによって、加

石盛は実質的な意味を失って、以後物成額が基準となって来るのでは影響せず、村内における物成負担には変化がみられない。以後みられなかったとこである。地撫の結果地積に変動が出ても、村高というのであるから、この評価は改められるべきであろう。候向にあったが、この点審の政策として百姓立会の地撫がなされた地無の評価として、百姓立会が村落民主性の表現として捉えられるもっとも巧妙な地方の実態把握であったというべきであろう。従来

• 従って、地撫の結 果免率 は村ごとに異 なって表 現されるに至っ

のであり、村譲による物成額を村人がいかに甲乙なく負担するかをある。そのことが生産力に照応するものとして把握されるようにな

村自体に決定させるための作業であったとしてよいであろう。